

改正

平成18年9月27日条例第236号

平成19年6月26日条例第27号

平成20年3月21日条例第13号

平成21年3月25日条例第13号

平成22年6月28日条例第14号

平成25年3月13日条例第8号

平成27年6月18日条例第33号

令和4年12月16日条例第22号

四万十町福祉医療費助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、乳幼児及び児童（以下「乳幼児等」という。）並びに重度心身障害者（重度心身障害児を含む。以下同じ。）の医療費の一部を助成し、もってこれらの者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「乳幼児」とは、乳児（出生の日から1歳の誕生日の前日の属する月の末日までの者をいう。）及び幼児（1歳の誕生日の前日の属する月の翌月から6歳に達する日以降における最初の3月31日までの者をいう。）をいう。

2 この条例において「児童」とは、18歳に達する日以降における最初の3月31日までの者（乳幼児を除く。）をいう。

3 この条例において「重度心身障害者」とは、別表第1に定める18歳未満の者及び別表第2に定める18歳以上の者をいう。

4 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、後見人その他の者で乳幼児等又は重度心身障害者を現に監護する者をいう。

5 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）

(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）

(3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

6 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、保険外併用療養費、療養費、家族療養費、入院時食事療養費（乳幼児等に限る。）、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費をいう。

（助成対象者）

第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受けていない者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する乳幼児等

ア 四万十町の区域内に住所を有する者

イ 国民健康保険法第116条の2の規定により四万十町が行う国民健康保険の被保険者とされた者（他の市町村が行う医療費の助成の対象となる者を除く。）

ウ 修学のため他の市町村に転出している者（保護者が四万十町の区域内に住所を有する場合に限る。）

(2) 次のいずれかに該当する重度心身障害者

ア 四万十町の区域内に住所を有する者（次に掲げる者を除く。）

(ア) 他の市町村から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条又は第30条の規定による介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）の支給を受けている者

(イ) 他の市町村から身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第1項の規定に基づき障害者支援施設等への入所等の措置が採られている者

(ウ) 他の市町村から四万十町の区域内に設置されている障害者総合支援法第5条第26項に規定されている福祉ホームに入居している者

(エ) 他の市町村長が知的障害者福祉法第15条の4の規定により、共同生活援助に係る障害福祉サービスの提供を委託している者

- (オ) 国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされた者
- (カ) 高知県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者で、他の市町村から四万十町へ国民健康保険法第116条の2に掲げる入院、入所又は入居を理由に住所を変更したと認められる者
- イ 四万十町から障害者総合支援法第29条又は第30条の規定による介護給付費等の支給を受けている者
- ウ 四万十町長が身体障害者福祉法第18条第2項及び知的障害者福祉法第16条第1項の規定に基づき障害者支援施設等への入所等の措置を採っている者
- エ 四万十町から他の市町村の区域内に設置されている障害者総合支援法第5条第26項に規定されている福祉ホームに入居している者
- オ 四万十町長が知的障害者福祉法第15条の4の規定により、共同生活援助に係る障害福祉サービスの提供を委託している者
- カ 国民健康保険法第116条の2の規定により、四万十町が行う国民健康保険の被保険者とされた者
- キ 高知県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者で、四万十町から他の市町村へ国民健康保険法第116条の2に掲げる入院、入所又は入居を理由に住所を変更したと認められる者

(助成の額)

第4条 助成する額は、保険給付を受けるべき者が負担すべき額とする。

(申請)

第5条 助成対象者又は保護者は、規則で定めるところにより町長に申請し、受給資格について認定を受けなければならない。

(助成の期間)

第6条 助成の期間は、受給資格の要件を満たすこととなった日の属する月の初日から受給資格の要件を欠くに至った日の属する月の末日までとする。

(助成の方法)

第7条 医療費の助成は、助成する額を保険医療機関等に支払うことによって行うことができる。ただし、入院時食事療養費に係るもの及び高知県以外の保険医療機関等で医療を受けたもの等は、療養費扱いとする。

(他の法令等との関連)

第8条 この条例による助成対象者が児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子保健法（昭和40年法律第141号）、障害者総合支援法その他法令等によって国又は地方公共団体の負担において医療の給付が行われる場合は、当該負担額の限度において助成を行わない。

(助成費の支給制限)

第9条 助成対象者が疾病又は負傷について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、助成費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した助成費の額に相当する金額を返還させることができる。

(助成費の返還)

第10条 町長は、詐欺その他不正の行為によって、この条例による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成費の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の窪川町福祉医療費助成に関する条例（昭和49年窪川町条例第26号）、大正町福祉医療費助成に関する条例（平成7年大正町条例第7号）又は十和村福祉医療費助成に関する条例（昭和49年十和村条例第44号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年9月27日条例第236号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年6月26日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成20年3月21日条例第13号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日条例第13号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四万十町福祉医療費助成に関する条例の規定は、平成21年10月1日以後に受けた医療にかかる医療費の助成について適用し、同日前において受けた医療にかかる医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年6月28日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四万十町福祉医療費助成に関する条例の規定は、平成22年10月1日以後に受けた医療にかかる医療費の助成について適用し、同日前において受けた医療にかかる医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月13日条例第8号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月18日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年12月16日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の改正に伴う必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第1 (第2条関係)

- 1 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する1級又は2級に該当する身体障害を有する者
- 2 児童福祉法第12条に規定する児童相談所(以下「児童相談所」という。)において、重度知的障害(知能指数がおおむね35以下)と判定された者
- 3 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する3級又は4級に該当する身体障害を有し、かつ、児童相談所において中度知的障害(知能指数がおおむね36以上50以下)と判定された者

別表第2 (第2条関係)

- 1 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する1級又は2級に該当する身体障害を有する

者であって、かつ、65歳に達する日の前日までに助成の申請を行い町長の認定を受けた者及び平成15年9月30日までに助成の申請を行い認定を受けた者又は市町村民税非課税世帯の者

2 知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更生相談所において、重度知的障害（知的指数がおおむね35以下）と判定された者であって、かつ、65歳に達する日の前日までに助成の申請を行い町長の認定を受けた者及び平成15年9月30日までに助成の申請を行い認定を受けた者又は市町村民税非課税世帯の者

3 「市町村民税非課税世帯の者」とは、医療費の助成を受けようとする日の属する年度（助成を受けようとする日の属する月が4月から6月までの場合にあっては前年度）の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税がその属する全ての世帯員について課されない者をいう。

改正

平成20年3月26日規則第15号

平成21年6月26日規則第23号

平成27年12月28日規則第27号

令和2年4月1日規則第25号

令和3年9月1日規則第18号

令和3年11月1日規則第19号

令和5年3月31日規則第10号

四万十町福祉医療費助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、四万十町福祉医療費助成に関する条例（平成18年四万十町条例第61号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(受給資格の認定)

第2条 条例第5条に規定する受給資格の認定を受けようとする者は、福祉医療費受給資格認定(変更・更新)申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 条例第2条第5項各号による被保険者証、受給資格者票又は組合員証(以下「被保険者証」という。)

(2) 条例第2条第3項に規定する重度心身障害者の申請の場合は、障害の程度を証する書類

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査して受給資格の適否を決定し、
適当と認めるときは、福祉医療費受給資格認定通知書(様式第2号)を当該申請者に交付するものとする。

3 町長は、前項の規定により資格認定を受けた次の各号に掲げる者(以下「受給権者」という。)に、当該各号に定める様式による受給者証を交付する。

(1) 75歳未満の重度心身障害者であって、65歳未満において受給権者となった者及び平成15年9月30日までに受給権者となった者のうち、後期高齢者医療以外の医療保険の被保険者であるもの 障害医療費受給者証(様式第3号その1)

(2) 65歳以上75歳未満の重度心身障害者であって、平成15年10月1日以降に65歳以上において受給権者となった者のうち、後期高齢者医療以外の医療保険の被保険者であるもの 障害医療

費受給者証（様式第3号その2）

(3) 65歳以上の重度心身障害者であって、65歳未満において受給権者となった者及び平成15年9月30日までに受給権者となった者のうち、後期高齢者医療の被保険者であるもの 高齢障害医療費受給者証（様式第3号その3）

(4) 65歳以上の重度心身障害者であって、平成15年10月1日以降に65歳以上において受給権者となった者のうち、後期高齢者医療の被保険者であるもの 高齢障害医療費受給者証（様式第3号その4）

(5) 乳児又は幼児（保護者（幼児の生計を維持する程度の高い者に限る。以下この項において同じ。）の前年の所得（1月から9月までの月分の診療に係る助成については、前々年の所得とする。以下この項において同じ。）に係る市町村民税が非課税である幼児に限る。） 乳幼児医療費受給者証（様式第3号その5）

(6) 保護者の前年の所得に係る市町村民税が課税である幼児（次号及び第8号に掲げる者を除く。） 乳幼児医療費受給者証（様式第3号その6）

(7) 保護者の前年の所得が児童手当法（昭和46年法律第73号）第5条第1項の政令で定める額以上である幼児 乳幼児医療費受給者証（様式第3号その7）

(8) 保護者の前年の所得に係る市町村民税が課税である幼児であって、3人以上の児童（幼児を含む。）を養育している世帯における第3子以降のもの 乳幼児医療費受給者証（様式第3号その8）

(9) 児童 児童医療費受給者証（様式第3号その9）

4 前項に定める書類のほか、次に掲げる書類を必要に応じて受給権者に交付する。

(1) 福祉医療費（療養費）助成申請書（様式第4号）

(2) 国民健康保険、各種国保組合及び後期高齢者医療（以下「国民健康保険等」という。）以外の医療保険に加入している受給権者の場合は、次に掲げる助成の区分に応じ、それぞれに定める書類

ア 障害者医療費 障害福祉医療費請求書（様式第5号その1）

イ 高齢障害者医療費 高齢障害福祉医療費請求書（様式第5号その2）

ウ 乳幼児医療費 乳幼児福祉医療費請求書（様式第5号その3）

（被保険者証の提示等）

第3条 条例第7条本文の規定による医療費の助成を受けようとする受給権者は、保険医療機関等に被保険者証及び前条第3項各号に定めるそれぞれの受給者証を提示しなければならない。

- 2 国民健康保険等以外の医療保険に加入している受給権者が医療費の助成を受けようとする場合は、受診する保険医療機関等に、前条第4項第2号に定めるそれぞれの福祉医療費請求書を提出しなければならない。

(療養費扱い)

第4条 条例第7条ただし書の規定による助成を受けようとする者は、第2条第3項の福祉医療費(療養費)助成申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成額を決定するものとする。
- 3 第1項の申請書は、保険医療機関等において現に医療を受けた日の属する月を単位とし、当該月の翌月から起算して2年以内に提出するものとする。

(変更申請等)

第5条 受給権者は、条例第5条の規定により申請した事項に変更があったときは、遅滞なく第2条の規定に準じて申請しなければならない。

- 2 受給権者は、受給資格を喪失したときは、遅滞なく第2条第3項及び第4項の規定により交付された受給者証及び残余の請求書等を返還しなければならない。

(帳簿等)

第6条 町長は、医療費の助成状況を明らかにするため必要な帳簿を備え、常に整理するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の窪川町福祉医療費助成に関する条例施行規則(平成7年窪川町規則第4号)、大正町福祉医療費助成に関する条例施行規則(平成7年大正町規則第6号)又は十和村福祉医療費助成に関する条例施行規則(平成7年十和村規則第9号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年3月26日規則第15号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成20年4月1日において、老人保健法改正により加入医療保険に変更が生じる助成対象者については、町長が後期高齢者医療加入の有無について確認できる場合においては、第5条第1項の規定に関わらず、受給者からの申請なしに、町長が受給者証の変更、受給者に関する記録等に訂正を行なうことができるものとする。

附 則（平成21年6月26日規則第23号）

この規則は、平成21年7月1日から施行する。ただし、第2条第3項第9号については、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日規則第27号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年9月1日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年11月1日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月31日規則第10号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。